

日本NGO連携無償資金協力

制度概要

対象となるNGOは、本部が日本国内に所在し、かつ法人登記されている日本のNGO(特定非営利活動法人、公益法人、一般社団/財団法人)であること、国際協力活動を行うことが主要な設立目的の一つであり、任意団体の期間も含めて2年以上の活動実績があること、累積赤字等の財政上の不安定要因を抱えていないこと、政治的・宗教的活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと、などが条件となります。

■ 支援対象となる経費

現地における資機材購入費等、ワークショップ開催費等、専門家派遣費、現地スタッフ人件費、現地事務所借料、通信費、事務用品購入費、外部監査費等、並びに日本における本部スタッフ人件費、通信費、事務用品購入費等です。なお、資機材・役務の単価が3万円相当以上のものは3者見積もり(外部監査費を除く)が必要です。

■ 支援対象事業としての主な要件

申請団体である日本のNGOが自ら主体的に行う事業であること(資金調達・提供のみであるような事業は支援対象外)、現地のニーズに沿った事業内容であり、事業地の社会経済開発に役立つと認められること(緊急人道支援を除く一時的な物資の配布は持続発展性が認められないので原則として支援対象外)、地域住民等の事業参加が確保され、自助努力による自立を促すこと等を通じて事業の成果が持続する内容であること、などです。なお、高等教育機関や研究所に対する支援、文化、芸術、スポーツの振興支援、既存の施設の維持管理・運営支援などは支援の対象外です。

■ 事業開始後の提出書類

中間報告、事業完了報告を提出して下さい。事業完了報告については、事業終了後、申請団体が各種会計関係書類を監査法人に提出して監査を受けた上で提出して頂きます。

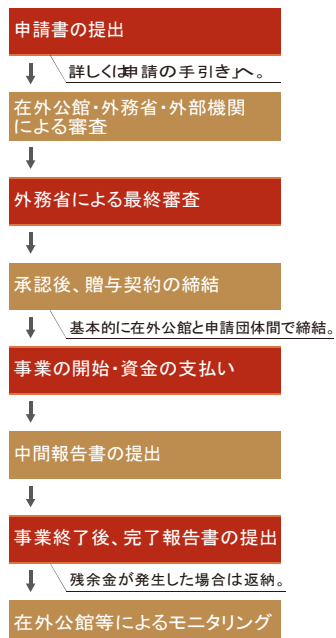
■ 事後状況調査

在外公館において、事業終了後3~4年後を目処に事後状況調査を行います。改善すべき点がある場合には、申請団体に対処して頂きます。なお、申請団体においては、事業終了後、事業の持続発展性の観点からも適宜フォローアップをする必要があります。

！ NGOと連携した国際協力の推進

「国際協力重点課題」(以下、「重点課題」)に該当する事業の場合、通常のNGO連携無償資金協力事業の要件を基本として、優遇措置を適用した申請をすることが可能です。重点課題事業の対象となる国・地域、事業、対象となる団体、優遇措置の内容については、「ODAホームページ」の「国際協力とNGO」、「NGO連携無償資金協力」の「申請の手引き」でご確認下さい。

！ 申請から事業終了までの流れ



web 【日本NGO連携無償資金協力～申請の手引き(実施要領)】

▶ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000104480.pdf>

平成27年度版が掲載されていますのでご覧下さい。

但し、毎年度見直しが行われますので、申請年度の「申請の手引き」でご確認下さい。

支援対象となる事業[平成27年度]

開発協力事業

日本NGO連携無償資金協力による基本的な、支援事業(他の事業の種類に当てはまらないものは開発協力事業)。

◆ 供与限度額: 5,000万円 ◆ 事業期間12カ月以内

NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが日本国内外の他のNGOと連携・協働し、開発協力事業を行うもの。複数のNGOの中で最も多くの資金を受け取る日本のNGOが、主契約団体として在外公館(または外務省)との間で贈与契約を締結。

◆ 供与限度額: 5,000万円 ◆ 事業期間12カ月以内

※主契約団体がパートナー団体間の調整・問題解決及び法的責任を負う。

リサイクル物資輸送事業

日本の地方自治体や医療機関、教育機関などが提供する優良な中古物資等(注1)を開発途上国において日本のNGOが責任を持って受け取り(注2)、事業実施国のNGOや地方公共団体等に配布・贈与するまでの事業について、その輸送費等を供与するもの。

◆ 供与限度額: 1,000万円 ◆ 事業期間12カ月以内

(注1) 消防車、救急車、病院用ベッド、車椅子、学校用机椅子等の耐久消費が対象で、食古着、文房具などの消耗品や個人の所有物となる物資は対象外。

(注2) 受け取り団体がその国のNGOや地方自治体等である場合には、日本の在外公館「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を活用下さい。

災害等復旧・復興支援事業

海外で発生する大規模な紛争や自然災害に伴う難民・避難民、被災者に対し、これらの現場で支援活動を展開した実績を有する日本のNGOが行う緊急人道支援または被災地の復旧・復興支援として実施する事業に資金協力を行うもの。

◆ 供与限度額: 1億円 ◆ 事業期間6カ月以内

※ただし緊急人道支援活動として継続が必要と認められる場合には例外として12カ月での事業期間を認める場合有り。

地雷関係事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷・不発弾回避教育といった地雷・不発弾関連の活動について資金面の協力を行うもの。

◆ 供与限度額: 1億円 ◆ 事業期間12カ月以内

マイクロクレジット事業

民間銀行等の融資対象と見なされない貧困層に対し、生産手段の確保・拡充等のため現地でマイクロクレジット事業の実績を有する日本のNGOに対して原資となる資金

を提供するもの。種々の要件有り。

◆ 供与限度額: 2,000万円 ◆ 事業期間12カ月以内

平和構築事業

日本のNGOが主に紛争後の国・地域において行う平和構築事業に対して資金協力を行うもの。

◆ 供与限度額: 5,000万円 ◆ 事業期間12カ月以内

※地雷除去や難民・避難民支援等は平和構築事業ではなく、それぞれ地雷関係事業、災害等道支援として扱います。

※申請団体のN連供与資金を除く年間総収入実績(過去2年間の年間平均)を大きく超える資金協力は原則として行いません。

※初めて申請する団体に対しては、原則として公的資金(政府関係機関からの収入含む)を除いた年間総収入実績(過去2年間の年間平均)を大幅に超える資金協力は行わず、また、初年度の供与案件数は事業対象国・事業分類を問わず1件を限度とします。

NGO事業補助金 概要

外務省国際協力局民間援助連携室

1 事業目的・概要

- (1) NGO事業補助金は、下記2の条件を満たす日本のNGOの事業について、総事業費の最大2分の1まで上限200万円を限度として、事後精算により資金面で補助する制度。
- (2) 補助金の交付対象となる事業は以下のとおり。

ア プロジェクト調査事業

NGO自らが実施主体となつて行う開発協力事業（特に日本NGO連携無償資金協力事業）の案件発掘・形成を目的とした企画・調査、及びNGO自らが実施した開発協力事業に関し現地で行う評価活動に要する経費を補助するもの。

イ 国内における国際協力関連事業

NGOが日本国内において実施する開発協力支援事業（特に日本NGO連携無償資金協力事業のフォローアップ関連）、及びNGOの国際協力活動の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー及びシンポジウム等の実施及び参加に要する経費を補助するもの。

ウ 海外における国際協力関連事業

NGOの国際協力活動の拡大・深化に資する海外での講習会、調査、セミナー、シンポジウム等の実施及び参加に要する経費を補助するもの。

2 補助金交付の対象となる団体

日本の国際開発協力関係民間公益団体（NGO）のうち、以下の全てを満たしている団体が対象となる。

- (1) 開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とし、法人格を有する日本のNGO。（登記上、法人本部の住所が日本国内にある特定非営利活動法人（NPO法人）、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人であること）
- (2) 団体として補助金適正化法等に基づく事業を実施し、管理する能力を有すること。
- (3) 政治的、営利的及び宗教的活動は類似の行為も含め一切行っていないこと。

(了)

NGO活動環境整備支援事業 概要

外務省国際協力局民間援助連携室

① NGO相談員

NGO相談員制度は、全国を9つのブロックに分け一般市民の国際協力に関する理解促進、NGO組織の運営能力の底上げ・強化を図ることを目的としている。出張サービスでは、全国各地で行われる国際協力関係のイベント等にNGOとの連携相談員のブースを出展し、国際協力事業やNGO活動について紹介するとともに、中小NGO団体や一般市民からの照会や相談に対応する。また、JICA、地方自治体、各種市民団体、学校等からの依頼に基づいて、国際協力に関する講演・セミナー・ワークショップも実施する。平成29年度は、全国15団体に委託。

② NGO海外スタディ・プログラム

日本の国際協力NGOの人材育成を通じた組織強化を目的としており、日本の国際協力NGOの中堅職員を対象として、1か月～最長6か月程度、海外で研修を受けるための経費を支給するプログラム。国際開発分野の事業や同分野の政策提言等において優れた実績を有する海外NGOまたは国際機関にて実務能力の向上を図る「実務研修型」と、海外の研修機関が提供する有料プログラムの受講を通じて専門知識の向上を図る「研修受講型」の2つの形態で実施するもので、研修員は、所属団体が抱える課題に基づき研修テーマを設定し、帰国後には研修成果の還元として、所属団体の活動に役立てるとともに、他のNGOとも情報を広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に寄与することとしている。平成29年度は、このプログラムにより、計7名が研修を実施予定。

③ NGOインターン・プログラム

日本の国際協力NGOとの連携への就職を希望する若手人材のための門戸を広げると同時に、将来的にはODAにも資する若手人材の育成を通じて日本のNGOとの連携による国際協力を拡充し、もってODAとNGOとの連携関係を更に強化するため、インターンの受入れと育成を日本の国際協力NGOに委託し、育成にかかる一定の経費を支給するプログラム。

インターン受入れNGOは、「新規」（10か月）に採用されたインターンを2年目に「継続」インターン（12か月）として採用するための申請を行うことができ、最長2年（22か月）までインターンの育成を延長することが可能。平成29年度は、このプログラムにより、計10名がインターンとしてNGOに受け入れられた。

④ NGO研究会

国際協力の分野において日本のNGOに共通する課題をテーマとして設定し、実施団

体は日本のNGOの活動能力強化や専門性の向上に資するような調査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウム等を実施する。また、開発協力上の重要なテーマについての多くの国際協力NGOに裨益する成果物を作成し、外務省のホームページで公開している。平成29年度は、3団体（3テーマ）に委託中。

（了）

草の根の力を活かそう！

草の根技術協力事業は、NGOや自治体、大学等がこれまでに培ってきた経験や技術を活かして企画した、途上国への協力活動をJICAが支援し、共同で実施する事業です。

たとえば、次のような地域住民に直接役立つ事業が対象となります。

アマゾン川流域地域保健の改善のために、コミュニティ・ヘルス・ワーカーの能力向上、住民の栄養改善や衛生知識向上に取り組んでいます。



(特活) HANDS「ブラジル・アマゾン西部におけるローカル組織の活性化を通じた子どもの保健知識向上プロジェクト」

安全な水へのアクセスが困難なケニアで、上総掘りという日本の伝統技術を現地住民に移転し、戸、家畜用溜池及び水飲み場を建設しています。



(特活) インターナショナル・ウォーター・プロジェクト「ケニア・ロイトキトゥク県小規模給水計画」

表紙の写真

①(特活) イカオ・アコ「フィリピン・エコツーリズムを導入した流域単位での森林再生と環境教育事業」
 ②NGO南米ひとねとハボン「アルゼンチン・ママ・ババ・家族でできる障害児発達 アルゼンチンに障害児発達指導員の普及を!」

お問い合わせは、お近くのJICA国内機関まで
 (括弧内が所管都道府県)

JICA東京 (群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県)

東京都渋谷区西原2-49-5 TEL: 03-3485-7036

JICA北海道(札幌) (道央・道北・道南)

北海道札幌市白石区本通16-南4-25 TEL: 011-866-8333

JICA北海道(帯広) (道東)

北海道帯広市西20条南6-1-2 TEL: 0155-35-1210

JICA東北 (青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県)

宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 TEL: 022-223-5151

JICA筑波 (茨城県・栃木県)

茨城県つくば市高野台3-6 TEL: 029-838-1111

JICA横浜 (神奈川県・山梨県)

神奈川県横浜市中区新港2-3-1 TEL: 045-663-3251

JICA駒ヶ根 (長野県)

長野県駒ヶ根市赤穂15 TEL: 0265-82-6151

JICA中部 (静岡県・岐阜県・愛知県・三重県)

愛知県名古屋市中村区平池町4-60-7
 TEL: 052-533-0220

JICA北陸 (富山県・石川県・福井県)

石川県金沢市本町1-5-2 TEL: 076-233-5931

JICA関西 (滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 TEL: 078-261-0341

JICA中国 (鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)

広島県東広島市鏡山3-3-1 TEL: 082-421-6305

JICA四国 (徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

香川県高松市鍛冶町3番地 香川三友ビル1階
 TEL: 087-821-8824

JICA九州 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県)

福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1 TEL: 093-671-6311

JICA沖縄 (沖縄県)

沖縄県浦添市字前田1143-1 TEL: 098-876-6000

JICA二本松 (福島県) 福島県二本松市永田宇長坂4-2 TEL: 0243-24-3200



草の根技術協力事業 市民の皆さんのパートナーとして



応募メニューは3通り

地方自治体

(実施は地方自治体が推薦するNGO等の団体でも可)

地域提案型/ 地域活性化 特別枠

地域の技術・経験を活かして

- ・随時相談に応じます
選考は年1-2回
- ・3年以内
- ・総額3,000万円以内
(地域活性化特別枠は総額6,000万円以内)

地域住民の生活に 直接役立つ事業が対象です

政府間による国際協力事業だけでは十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力が対象です。
分野・課題の限定はなく、対象国は世界約90カ国!

国際協力の経験が少ないNGO等非営利団体、大学、公益法人

(法人格は問わないが国内外の活動実績が2年以上必要)

草の根 協力支援型

国際協力の第1歩を

- ・随時相談に応じます
選考は年2回
- ・3年以内
- ・総額1,000万円以内

国際協力の経験が豊富なNGO等非営利団体、大学、公益法人、民間企業(非営利活動)

(日本国の法人格を有し、開発途上国・地域への国際協力実績が2年以上必要)

草の根 パートナー型

豊富な経験を活かして

- ・随時相談に応じます
選考は年2回
- ・5年以内
- ・総額1億円以内

人を介した「技術協力」であること。
(施設建設や資機材の供与が中心の活動は対象外)

重視するのは3点!

開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ内容であること。
(調査研究活動、文化交流活動等は対象外)

日本の団体が行い、日本の市民が国際協力に対する理解・参加を促す機会となること。

応募の手続きはどうするの?

募集から事業実施までの流れ

最寄のJICA国内機関に活動内容をご相談ください

JICAでは、事業アイデアを伺いながら、案件形成等のサポートを行います!

選考

相手国政府や実施機関の了解を得ます

JICA国内機関と業務委託契約を結びます

事業を共同で実施します
(定期的にご報告いただきます)

みなさまの活動報告を公開でおこないます



松阪地区広域消防組合(三重県)「フィジー・水難救助技術研修」



(一般社団)あいいネット「インドネシア・西部バリ国立公園における地域コミュニティとの共存・協働関係構築プロジェクト」

事業経費の特徴

政府開発援助(ODA)の一環として、JICAが提案団体に事業を委託する形で実施します。

事業の実施に必要な経費として想定される下記経費をJICA規定に基づき支給します。

- ① 海外活動費(航空賃など)
- ② 国内活動費
- ③ 設備・機材費
- ④ 直接人件費
- ⑤ 間接経費

詳しくはJICAホームページをご参照下さい。
<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>
また、お問い合わせはお近くのJICA国内機関(裏面参照)まで

NGO等活動支援事業

1. NGO等向け事業マネジメント研修

草の根技術協力事業等の開発途上国における事業実施に際して必要となる、NGO等の能力強化に資する研修をJICAの国内外の拠点で実施するもの。PDCAサイクルの理解、事業計画の立案、事業評価等について学ぶ。

2. NGO等提案型プログラム

各地域や分野のNGO等が抱える特有の課題などへ細やかに対応するため、NGO等向けの研修やネットワークの構築に関して実績があるNGO等から、団体が有しているアイデア・知見・リソース・問題意識等を活用し、運営協力を得ながら、研修等のプログラムを実施するもの。

以上

JICA現地安全対策研修について（概要）

脅威度の高い海外拠点において活動する国際協力事業関係者（JICAと契約関係にない国際協力事業関係者含む）向けの安全対策研修を実施し、国際協力事業関係者の安全意識を高めると共に、有事の際の対応方法を学ぶ機会を提供するもの。具体的には、①講義型（座学）の研修を通じた一般犯罪対策及びテロ対策に関する基礎知識・情報の提供、②強盗やテロ襲撃を想定したシミュレーション訓練（実技）による実践的な対処方法、を対象各国において実施する。

以 上

JICA 本邦安全対策研修について（概要）

ODA 事業に関連する企業・団体・NGO 等（JICA と契約関係にない国際協力事業関係者含む）に対し、座学や実技訓練を通じて、国際協力事業関係者の安全意識を高めると共に、有事の際の対応方法を学ぶ機会を提供するもの。具体的には、渡航者本人を対象に、①講義型（座学）の研修を通じた安全対策及びテロ対策に関する基礎知識・情報の提供、②強盗やテロ襲撃を想定したシミュレーション訓練（実技）による実践的な対処方法を提供するとともに、③企業・団体・NGO の安全管理責任者を対象に、非常時における有事対応方法や平常時における日常的な危機管理実務にかかる研修を実施する。

以上